

# 天理市の学童保育所

## 学童保育所って



## ご存知ですか

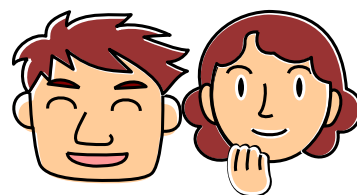


### ★子どもたちは

- 下校後「ただいまー！」と元気に帰ってきます。
- 指導員の先生が「おかえりなさいーい！」とあたたかく迎えてくれます。
- お友達、上級生、下級生 みんなでいっしょに遊べます。
- 大好きなおやつ時間！みんなで食べるといっそうおいしくなります。
- 各クラブでいろいろな行事があります。お楽しみに！！

### ★お父さん・お母さんは

- 働いている間、子どもを一人ぼっちにする心配がありません。
- 安心して働き続けることができます。
- なかまと一緒に、子育てや教育について語り合う場が生まれます。



### 学童保育所は

- ① 共働き、ひとり親家庭の子どもたちの放課後の生活を守ります。
- ② 共働き、ひとり親家庭の親の働く権利を守り、家族全体の生活を守ります。
- ③ 異年齢の子どもたちの生活づくりをとおして、子どもたちの成長や発達を促します。
- ④ 学童保育は「放課後児童健全育成事業」という名称で、「国と地方自治体が児童の育成に責任を負う」と児童福祉法第2条に明記されています。

### 運営は

- 平成16年度から学童保育所は、天理市の指定管理者制度導入により指定管理者が天理市から運営を委託されています。公設民営での運営で各学童クラブの指導員と保護者が協力して運営しています。**→保護者は学童の運営に協力、参加していただいております。**
- 天理市は学校内や学校の近くに施設を建てるなど施設面の整備を担当します。
- 保育料は天理市条例で決まっております。月額5,000円、その他、諸経費、保険料、延長保育の追加費用等も徴収して運営しています。